

社会医療法人仁寿会加藤病院 面会規程

(目的)

第 1 条 本規程は、社会医療法人仁寿会加藤病院(以下「当院」という。)における入院患者への面会に関し必要な事項を定め、患者の尊厳を保持するとともに、家族その他関係者との交流を通じて療養生活の質の向上、精神的安定、治療意欲および身体機能の維持・向上を図り、併せて患者および院内の安全を確保することを目的とする。

(面会時間)

第 2 条 入院患者に面会できる時間は、14 時 00 分～16 時 00 分とする。

2 面会時間は 1 回 30 分程度を目安とする。

3 患者の病状、治療上の必要性その他病棟運営上の事情により、病棟責任者または担当医師の判断で面会時間を調整することができる。

(面会場所)

第 3 条 面会場所は入院患者の病室内、病棟ラウンジヒュッゲおよび 1 階面談・相談室とする。

(面会人数)

第 4 条 1 回の面会につき 2 名までとする。

2 担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会受付)

第 5 条 面会者は、総合受付内に用意した様式に氏名および連絡先を記載し、受付スタッフより面会カードを受取り病室に入るものとする。

(面会の条件)

第 6 条 面会者は原則として、以下の条件を満たさなければならない。

1 不織布マスクを着用し、病室入室前後に手指衛生(手指消毒または手洗い)を行うこと。

2 発熱または感染症を疑う症状(咳嗽、咽頭痛、全身倦怠感、嘔気・嘔吐、下痢等)がないこと。

(面会者の遵守事項)

第 7 条 面会者は次の事項を遵守しなければならない。

1 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。

2 面会中、次の行為をしてはならない。

- (1) 酒気を帯びて面会すること。
 - (2) 面会中に喫煙すること。
 - (3) 生花を持ち込むこと。
 - (4) 高額な金品を持ち込むこと。
- 3 食べ物(差し入れ)については、患者の病状や治療内容により制限があるため、必ず病棟スタッフへ確認を行ったうえで持ち込みの可否を判断すること。
- 4 当院は、面会者が本規程に違反し、またはそのおそれがあると認めた場合、直ちに面会を中止させることができる。

(面会の制限)

第 8 条 次のいずれかに該当する場合、当院は面会を制限することができる。

- 1 入院患者が感染症を発症した場合、または発症者と濃厚接触者であった場合。
- 2 入院病棟において感染症の集団発生が起きた場合。
- 3 感染症の流行その他やむを得ない事情により、患者および職員の安全確保のため面会制限が必要と当院が判断した場合
- 4 上記においては、面会制限は必要最小限の範囲とし、制限の理由および期間を患者または家族等へ周知するものとする。

(特別な面会への配慮)

第 9 条 終末期患者、病状急変時の患者その他特別な配慮を要する患者については、本規程にかかわらず担当医師の判断により面会を認めることができる。

(周知方法)

第 10 条 本規程は以下の方法により患者および家族等面会者に周知する。

- (1) 入院時の説明
- (2) 院内掲示
- (3) 当院ホームページへの掲載

(規程の見直し)

第 11 条 当院は、本規程の内容について少なくとも年 1 回見直しを行うほか、感染症の発生状況、法令等の改正その他必要に応じて改定するものとする。

附則 本規程は、2026 年 5 月 1 日より施行する。